

白井市教育委員会会議録

○会議日程

平成26年1月7日（火）

白井市役所4階第1会議室

1. 委員長開会宣言
2. 会議録署名人の指名
3. 前回会議録の承認
4. 委員報告
5. 教育長報告
6. 議決事項
 - 議案第1号 給食費の改定について
 - 議案第2号 白井市立桜台小学校・桜台中学校給食調理業務委託業者選定委員会委員の委嘱又は任命について
 - 議案第3号 白井市学校給食共同調理場給食調理業務等委託業者選定委員会委員の委嘱又は任命について
 - 議案第4号 準要保護児童・生徒の認定について
7. 協議事項
 - 協議第1号 白井市文化団体協議会補助金交付要綱について
 - 協議第2号 白井市民文化祭実行委員会補助金交付要綱について
 - 協議第3号 教育委員会の後援承認について
8. 報告事項
 - 報告第1号 教育長の代決について
 - 報告第2号 準要保護児童・生徒の認定について
9. その他
 - ・桜台小学校・桜台中学校の給食費の改定について

○出席委員

委員長	石亀	裕子
委員	小林	正継
委員	高城	久美子
委員	石垣	裕子
教育長	米山	一幸

○欠席委員

なし

○出席職員

教育部長	田代 成司
教育総務課長	五十嵐 孝明
生涯学習課長	笠井 喜久雄
文化課長	黒澤 博史
書 記	伊藤 祐子

○石亀委員長 それでは、これから平成26年第1回白井市教育委員会定例会を開会いたします。
本日の出席委員は5名です。

○委員長開会宣言

まず初めに、議事日程について、本日、協議第3号「教育委員会の後援承認について」が提出されました。これを日程に追加することに異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○石亀委員長 それでは、日程に追加いたします。

○会議録署名人の指名

○石亀委員長 会議録署名人の指名をいたします。高城委員と石垣にお願いいたします。

○前回会議録の承認

○石亀委員長 前回会議録承認を行います。訂正等がありましたら、お願いいたします。

特になければ先に進みますが、よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 では、先に進みます。

○委員報告

○石亀委員長 委員報告を行います。各委員からお願いいたします。

○高城委員 立春式が開催されました。12月6日大山口中学校、12月12日桜台中学校、私は桜台中学校に行っていました。3名の生徒の立志の作文発表がありました。生徒の態度や意識も立派で、立春式の目的にかなった大変素晴らしい式典でした。以上です。

○石亀委員長 ほかにありませんでしょうか。特に無ければ先に進みます。

○教育長報告

○石亀委員長 続いて教育長報告を行います。教育長からお願いいたします。

○米山教育長 12月3日が前回の定例教育委員会議でしたので、以降の報告をいたします。

4日から6日まで議会がありました。一般質問で影山議員から、文化団体協議会についての質問がありました。内容については、議会の議事録が出来ましたら見ていただきたいと思います。

7日土曜日、10時から文化祭の授賞式がありました。同日、2時からP連との会議に私と部長が出席し4点について話し合いを持ちました。1点目が、本日議題になっている給食費の改定ですけれども、学校給食運営委員会で値上げ可ということでの答申をいただきましたが、PTAに対して説明

と、意見をいただくため話し合いを行いました。2点目が、通学路の点検についてです。今までは修繕等の箇所についてペーパーでいただき、行政で点検を行っていたんですけど、P連と各関係課の道路課、市民安全課、学校教育課と一緒に合同で点検しましょうということで話し合いをしました。3点目が、部活動等に係る借り上げバスの予算についてです。部活動のバスの利用が大変活発で予算額を上回りました。1,000万円を超える額が高いのか安いのかというのは、いろんな判断があるんですけども、市の財政事情もありまして、学校の要求どおりに今後予算を増やすことはできないということで、PTAのほうに話をさせていただきました。4点目が、栄町で行われる講演会の案内をさせていただきました。

10日、文教民生常任委員会が開催されました。教育委員会に関わる議案については、全て可決されております。同日、4時から健康奨励賞の表彰式が開催されました。学校保健会の先生方がお集まりいただきまして、表彰状とメダルの授与をされました。市では、健康文化都市をはじめ、安全・安心・健康という大きなテーマを持って進めております。子ども達にも健康についての意識を持ってもらいたいと思っております。補助金評価委員会からは、この健康奨励賞の意味がよくわからない、補助金に値しないというような意見がありましたが、表彰式には子ども達とその保護者が参加され、会場の様子を見ていますと、やはり褒めることの大切さを感じました。

翌日11日、点検・評価に係る教育委員会協議会が開催されました。13日、白井高校の教育懇談会が開催されました。白井高校の現状と進路状況の報告を受けるとともに、市内の中学校から高校に対する要望等の話し合いを持ちました。14日土曜日、大ホールでSINCSのチャリティーコンサートが開催され参加いたしました。

18日、市史編さんを進めてもらいたいという話の面会がありました。家主の代が変わってしまうといろんな資料がなくなってしまう可能性があるで、まず取り組み方を市として検討してもらえないかということでした。19日は議会の最終日でした。

24日、来年度の当初予算について市長、副市長と協議を行いました。26日、順天堂大学との協定調印式が行われました。スポーツの振興はベースになりますけれども、医療であったり、介護であったり、また、順天堂大学としても地域、行政と一緒にあった形で協力していきたいということで、調印式が行われました。以上です。

○石亀委員長 委員報告、教育長報告について質問がございましたらお願いいたします。

特になければ、先に進みますが、よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 非公開案件についてお諮りいたします。

議案第4号及び報告第2号の「準要保護児童・生徒の認定について」は、個人に関する情報のため、報告第1号「教育長の代決について」は人事案件のため、非公開がよろしいと思われそうですがいかがで

しょうか。

[「はい」と言う者あり]

○市場委員長 それでは、非公開といたします。

○議案第1号 給食費の改定について

○石亀委員長 それでは、これから議事に入ります。公開案件から先に行います。

議案第1号「給食費の改定について」説明をお願いいたします。

○田代教育部長 議案第1号「給食費の改定について」。白井市教育委員会は、白井市学校給食共同調理場管理規則第10条の規定により、給食費を別紙のとおり改定する。平成26年1月7日提出。白井市教育委員会教育長 米山一幸。

提案理由でございます。本案は、平成26年4月1日より消費税が8%に改正されること及びご飯、パン、牛乳の値上がりにより賄材料費に不足が生じることから、給食費を改定するものでございます。

給食費の改定につきましては、小学校は現行の4,300円から200円値上げして4,500円、中学校も200円値上げして5,300円となります。

改定の時期につきましては、26年4月分からの改定となります。引き上げ額の内容でございますけれども、消費税の5%から8%に上げるときの差額、あとはご飯、パン、牛乳の値上がりの差額、合わせて200円相当になりますので、この分の値上ということになります。

11月の教育委員会議で、保護者の意見についてご質問がありましたので、各学校のPTAに意見を聴取した結果を添付してあります。幾つかのご意見がありますけれども、賛同をいただいているという形になっております。以上でございます。

○石亀委員長 ただいまの説明について、質問等がありましたらお願いします。

○米山教育長 給食費については金額が決定して、例えば今回の案件で値上げになった場合、歳入としてきたものを全て給食の材料費として支出していくということで、納められた給食費は全て食材料に使われます。給食費の未納分を差し引いたもので給食をつくるのではなくて、一般会計からその分を繰り出しして、満額入ったものとして給食を提供しています。今回の値上げについては、現在の質と量を担保するには月額200円相当の金額の値上げになりますが、現状の給食を担保するための値上げということで考えております。給食運営委員会の中でも値上げはやむを得ないであろうということ、それから利害関係人であるP連に話をいたしました。P連から単Pへ持ち帰って、単Pの中で話はしていただけたと思っております。今回の値上げは現状の給食の質と量を担保して、給食の回数も同じ回数で提供するための値上げということで考えております。以上です。

○石亀委員長 教育長の説明について、質問等がありましたら、お願いいたします。

○石垣委員 先ず、この値上げの議案が出たときに、真っ先に未納の部分がどうなっているのかなということは思ったんですけども、一般会計から補てんされていて、値上げ分についても100

%子ども達に還元されるということはわかりましたが、一方で、未納部分を減らすということについての対策はどのようにされていますか。

○田代教育部長 未納者に対しての対策は、在籍している児童・生徒につきましては、年10回、未納通知を出します。卒業してしまった方については、督促状や催促状を送り、それでもまだ支払いいただけない場合は、裁判所の手続きを経て、そちらのほうから支払いをお願いする形になります。

○米山教育長 補足しますと、一般的には未納の通知をして督促をする。卒業してしまったり、金額が大きい場合については、裁判所から支払い督促ということで、法律的な手続きをとります。これは納めてもらう手続きでもありますが、時効が中断できます。給食費の場合は2年間納めないでいると時効が成立してしまつて債権がなくなってしまう。その債権の時効を中断するために支払い督促ということで保護者側に通知します。一括では払えないということであれば、分納誓約書を提出していただきます。これも時効の中断になり債権が担保されます。

○石垣委員 消費税について、8%で計算していますが、これが10%になったときなどに、未納分が増えるリスクがあるのかなと思ったのでお聞きしたんですけれども、そこまで追ってやっていっちゃうということなので、引き続きお願いするしかないのかなと思います。

○石亀委員長 市では法律に基づく努力をしているところですが、未納問題については課題になり続けるのかなと思います。今回の値上げに関しては、各所リサーチをし、給食運営委員会の答申を得て、質と量を現状のままで回数は減らさないということも踏まえ、値上げの方向で納得をいただいているという説明がありました。他にご意見がありませんでしたら、原案のとおり決定することになりますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 それでは、議案第1号は原案のとおり決定いたします。

○議案第2号 白井市立桜台小学校・桜台中学校給食調理業務委託業者選定委員会委員の委嘱又は任命について

○石亀委員長 議案第2号「白井市立桜台小学校・桜台中学校給食調理業務委託業者選定委員会委員の委嘱又は任命について」説明をお願いいたします。

○田代教育部長 議案第2号「白井市立桜台小学校・桜台中学校給食調理業務委託業者選定委員会委員の委嘱又は任命について」。白井市教育委員会は、白井市附属機関条例第4条第1項の規定により白井市立桜台小学校・桜台中学校給食調理業務委託業者選定委員会委員を別紙のとおり委嘱又は任命する。平成26年1月7日提出。白井市教育委員会教育長 米山一幸。本案は、白井市立桜台小学校・桜台中学校給食調理業務委託業者選定委員会委員を新たに委嘱又は任命するものです。委嘱期間は、委嘱の日から選定業者を選定するまでといたします。学識経験者としまして、薬剤師の石橋さん、桜台小学校・

中学校のPTA、学校長、栄養士、市職員として教育部長及び共同調理場所長になります。以上でございます。

○石亀委員長 ただいまの説明について、質問等がありましたらお願いいたします。

特に質問がなければ進めますが、よろしいでしょうか。

議案第2号についてお諮りいたします。原案のとおり決定することに異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○石亀委員長 それでは、議案第2号は原案のとおり決定いたします。

○議案第3号 白井市学校給食共同調理場給食調理業務等委託業者選定委員会委員の委嘱又は認定について

○石亀委員長 次に議案第3号「白井市学校給食共同調理場給食調理業務等委託業者選定委員会委員の委嘱又は任命について」説明をお願いいたします。

○田代教育部長 議案第3号「白井市学校給食共同調理場給食調理業務等委託業者選定委員会委員の委嘱又は任命について」。白井市教育委員会は、白井市附属機関条例第4条第1項の規定により、白井市学校給食共同調理場給食調理業務等委託業者選定委員会委員を別紙のとおり委嘱又は任命する。平成26年1月7日提出。白井市教育委員会教育長 米山一幸。本案は、白井市学校給食共同調理場給食調理業務等委託業者選定委員会委員を新たに委嘱又は任命するものでございます。任期につきましては、委嘱の日から委託業者を選定するまでといたします。学識経験者として、薬剤師の青龍さん、PTAから、小学校2名、中学校1名、小中の校長、共同調理場の栄養士2名、市の職員として教育部長、共同調理場所長になります。以上でございます。

○石亀委員長 ただいまの説明について、質問等がありましたら、お願いいたします。

○米山教育長 前回の議会で附属機関条例を提案して、議員から委員の公募について質問がありました。例えば、今回提案させてもらっている10人の中に公募委員を入れる必要があるのではないかとということです。ただ、桜台小中学校については、給食の運営者が学校長とPTAですので公募は考えていません。共同調理場については、利害関係人となるのが給食を食べる子どもで限定されているということ、市内の学校でなおかつ共同調理場で調理をしてもらう業者を選定することなのであれば、給食について特段の条件をつけないで、単なる公募というのは果たして子ども達にとって利益があるかというのはなかなか難しいということで話をさせていただきました。ただ、共同調理場という形から考えると、この附属機関条例の中に公募委員であるとか、給食についての知識を持った方を公募するというのとは一つの考え方であるのかなという印象を持ちましたので、今度条例を考へるときに教育委員会の中で検討させていただきたい思います。

○石亀委員長 条例に基づいてということと、子ども達に一番関係している各所から人選がされて

いるということで、今度条例を検討する際には、子ども達の利害に近い学識の方が参加していただくことについて視野に入れて考えていくということでもいいですか。

○米山教育長 議会からは、単なる公募を考えないのかという質問だったんですけども、単純な公募をしたところで子ども達に利益が直接関係あるかといったら考えにくい。であるならば、例えば衛生に特別な知識を持っている方だとか、学校給食のあり方について知識と経験を持っている方などを条件に公募することは考える余地はあるけれども、一定の条件がない単純な公募は考えていないということで、今度条例を考えるとときに教育委員会議で検討していきたいと思います。以上です。

○石亀委員長 わかりました。

他に質問がなければ、ただいまの議案第3号についてお諮りしたいと思います、いかがでしょうか。原案のとおり決定することに異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○石亀委員長 議案第3号は、原案のとおり決定いたします。

○協議第1号 白井市文化団体協議会補助金交付要綱について

○石亀委員長 協議第1号「白井市文化団体協議会補助金交付要綱について」説明をお願いいたします。

○黒澤文化課長 協議第1号「白井市文化団体協議会補助金交付要綱について」。白井市教育委員会は白井市文化団体協議会補助金交付要綱を制定したいので協議するものです。平成26年1月7日提出。白井市教育委員会教育長 米山一幸。提案理由でございますが、白井市で文化芸術振興基本法の第3次基本方針に掲げられる社会を挙げての文化芸術振興を実現するための協働団体の育成目的で、白井市文化団体協議会の活動を支援する白井市文化団体協議会補助金交付要綱を制定することを協議するものでございます。前回の教育委員会議で補助金の額についてご審議していただきましたが、その要綱でございます。第1条が趣旨で、市長は、市民の自主的な文化芸術活動の創造と発展による地域文化振興を図るため、白井市文化団体協議会が行う事業に要する経費について、予算の範囲内において、白井市補助金等交付規則及びこの要綱に基づき、補助金を交付するものでございます。

第2条が補助金の対象事業ということで、補助金の交付の対象となる事業は、協議会が行う事業で、次の各号のいずれかに該当するものとするということでございます。協議会の運営事務事業、2つ目として、市民に文化芸術の普及及び啓蒙を図るための講演会等の開催事業、ワークショップその他を取り入れ、広く市民に参加の機会を与える事業、学校や福祉施設その他の施設へのアウトリーチ又は指導派遣等の事業等々でございます。アウトリーチの意味ですが、福祉関係では訪問支援、文化芸術関係では文化普及事業ということで、病気等の理由があつて来られない人、施設等に出掛けて行き手を差し伸べることで、出演講座、出張講演、出張展示などの形で文化芸術に触れてもらう活動をするということでございます。第3条の対象経費でございますが、補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業に要する経費であつて、別表第1に掲げるものでございまして、ただし、次に掲げる経費は対象経費からは除

くものとするということで、交際費及び慶弔費、貸付金、寄附金及び出資金、会員に対する食糧費、会員に対する報酬、謝礼等につきましては除くものとするということでございます。あと、前項に規定するもののほか、補助対象事業の実施にあたりまして施設を使用する場合には、別表2に定める施設及び日数の範囲内で、その使用料を減免することができるということでございます。

補助金の額につきましては、第4条といたしまして、110万円を限度として、市長が認めた額とする。26年度の予算計上は、この額で要求しております。第5条が交付申請の添付書類関係、第6条が実績報告の添付書類、第7条が補助金の経理、第8条が書類の整理等、第9条が補則、施行にあたっては26年4月1日で、執行につきましては、3年程度で見直しを図りたいと考えておりますので、29年3月31日で効力を失うということでございます。

3条の対象の経費でございますが、保険料であるとか、報償費、旅費、消耗品、需用費、役務費、委託費、使用料及び賃借料、通信運搬費、備品購入費、負担金等を予定しているところでございます。減免関係につきましては、それぞれ大ホール、中ホール5日以内ということで現在考えております。

○石亀委員長 ただいまの説明について、質問等がありましたらお願いします。

○石垣委員 別表の第1で、役務費の中のピアノ調律とあるんですけども、これは通常のメンテナンスのほうの調律はホールの備品としてやるとして、演奏会に向けて調律するための費用ということでしょうか。

○黒澤文化課長 文化会館のほうでも調律費用というのは持っているんですけども、文化団体協議会には別途、いろんな事業をやるときに、市のメンテナンスをやった時期と離れたりするとまた調律が必要になりますので、そういう事業をやるときに経費としては認めますよということでございます。

○石垣委員 わかりました。それから、別表第2の減免の5日以内というところですが、これは1年間通じて、トータルで5日間ということですか。

○黒澤文化課長 1年間を通してということで考えております。1つの事業をやる上でも事前の準備であるとか、本番もあるので、2日とか3日、1つの事業でもかかりますので、大ホール、中ホール、最初の年として5日以内を見てまた支障が出れば見直しをお願いするような形になろうかと思いますが、現状では、大ホール、中ホールそれぞれ5日以内ということで予定しているところでございます。

○石垣委員 例えば1つの事業をやるときに、前日はゲネプロがあつたりとか、仕込みがあつたりとかで、2日目が本番だつたりとかありますのでどうなのかなと思いましたが、この1年間というのは4月1日から、年度内で5日間ですね。

○黒澤文化課長 そうです。

○石垣委員 減免する場合の料金は、これは100%でしょうか。

○黒澤文化課長 減免の規則で、教育委員会が認めたものということで減免はできるわけですが、

今予定しているのは100%を予定しております。なぜかと申しますと、そこで使用料をとるような形になりますと、補助金にまたその分が上乗せになるということになるので、実質はプラスマイナスゼロという形になります。その分をとるようになれば、補助金のほうでまた上乗せになるということでございます。

○石亀委員長 今の話ですと、これが6日や7日だったりした場合は、補助金という形でプラスマイナスゼロになるということですが、それがもし今後、7日ぐらい必要だろうということが判断されれば、この日数はまた調整される可能性はあるということですか。

○黒澤文化課長 予算もありますので、そんなたくさんの事業はできないという部分もあろうかと思っておりますので、1年間見させていただいて、次年度以降支障があればまたお諮りしたいと考えております。

○米山教育長 最初から規制を入れること自体がいいのかどうか。もともと減免規定を持っているので、ここで減免することができる決めてしまうと、1つの案件をどっちで決めるのかということになるので、補助対象事業の実施のために施設を使用する場合は、教育委員会で決める減免規定にのっとって減免することができるを書いておけばどうか。仕込み、本番ということであれば奇数の日付というのは考えにくい。教育委員会で減免規定を持っているので、その都度、教育委員会議の中で減免を決めざるを得ないと思っておりますがどうでしょうか。

最終的に減免を決定するのは教育委員会なので、ここで5日間オーケーになったからといって通るとは限らないので、再度検討してもらえますか。

○黒澤文化課長 規則で減免規定がございますので、その文面をこちらで当てはめて、特に日数等については明記しないということで、その辺は再検討したいと思います。

○米山教育長 事業経費についてはいいですよという要綱ですが、別表1を見ると、運営費補助らしいものがありますが、団体の運営費については認めないと1条にあります。例えば保険の場合を例に、団体の会議で集まるときの道筋での事故等も想定しているのか。事業だけに掛ける保険であれば事業補助でオーケーですが、細かくやっていると、県の芸術文化財協議会負担金は、事業ではなくて運営費補助になるので、事業の考え方についてまとめておいてください。

○黒澤文化課長 今の部分につきましてはもう少し精査をしたいと思っております。

○石亀委員長 ほかに質問等ありますか。

では、今出た意見について検討していただき、次回の定例会で報告してください。

○協議第2号 白井市民文化祭実行委員会補助金交付要綱について

○石亀委員長 協議第2号「白井市民文化祭実行委員会補助金交付要綱について」説明をお願いします。

○黒澤文化課長 協議第2号の「白井市民文化祭実行委員会補助金交付要綱について」。この案件につきましても、前回、補助金等を議論していただきましたが、その要綱でございます。白井市教育委

員会は白井市民文化祭実行委員会補助金交付要綱を制定したいので協議するものでございます。平成26年1月7日提出。白井市教育委員会教育長 米山一幸。

提案理由、平成26年度から市民文化祭一般部門を白井市民文化祭実行委員会に委託補助の形で実務運営を任せていくために、白井市民文化祭実行委員会補助金交付要綱を制定することを協議するものです。第1条、市長は、市民の文化芸術活動の成果発表の機会を提供することを目的として、白井市民文化祭実行委員会が実施する白井市民文化祭開催事業に対し、白井市補助金等交付規則及びこの要綱に基づき、実行委員会に対し補助金を交付する。第2条、補助金の交付の対象となる事業は、実行委員会が実施する白井市民文化祭開催事業とする。第3条、補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業に要する経費であって、別表に掲げるものとする。ただし、次に掲げる経費は対象経費から除くものとする。(1)食糧費、(2)報酬、謝礼等、(3)その他市長が適当でないと認める経費。2項、前項に規定するもののほか、補助対象事業のために使用する施設の使用料については市長が必要と認める範囲で減免する。第4条、補助金の額は、200万円を限度として、市長が認めた額とする。第5条、補助金の交付申請書の記載事項関係、第6条、実績報告書の添付書類関係、第7条補助金の経理関係、第8条書類の整備関係、第9条が補則。附則といたしまして、この要綱は26年4月1日から施行するものでございます。失効につきましても、3年を目安で見直しを考えておりますので、29年3月31日ということと考えているところです。別表第3条第1項関係、対象経費でございますが、需用費、役務費、委託費、使用料及び賃借料、通信運搬費、その他といたしまして市長が必要と認めるものを考えているものでございます。以上でございます。

○石亀委員長 ただいまの説明について、質問等がありましたらお願いします。

○石垣委員 この文化祭は、協議会に委託してやるという形をとるので、最終ページの使用料及び賃借料、会議施設使用料というのがありますけれども、これはホールとかは減免になっていますね。会議の打ち合わせとかもですか。

○黒澤文化課長 ホールとかにつきましても、文化祭そのものは市と市教育委員の事業ですので、全て減免になっております。この使用料及び賃借料というのは、実行委員会が会議とかをやる場合です。

○石垣委員 打ち合わせですよ。

○黒澤文化課長 打ち合わせとかをやるときに、民間の施設とか、公民館であるとかを借りたときの費用でございます。

○石垣委員 わかりました。

○米山教育長 確認しておきます。文化祭事業は、文化団体協議会に委託するのではなくて、文化祭実行委員会が主催者として文化祭を実施します。文化団体協議会に加入していない個人、団体も文化祭には参加ができますので、これについては会費もとっておりませんので、実行委員会とはまた別ものになるという理解で進めていきたいと思っております。あと、9条について、「この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める」とありますが、この要綱は教育委員会が定めるので、市長

が別に定めるとはどのようなことですか。

○黒澤文化課長 交付要綱につきましては、この要綱のほかに白井市補助金等交付規則というのがございますので、そちらのほうとの調整が出てくるものについては市長が別に定めるということです。

○米山教育長 交付規則については市長が定めるけど、市長は教育委員会の要綱に関する権限はないので、交付要綱についてはあくまでも教育委員会なので、これだけ読むと、要綱のほかに細かい内容を別に定めるという形になるので、再度確認してください。

○石亀委員長 ほかに質問等ありますか。

では、今出た意見について検討していただき、次回の定例会で報告してください。

○協議第3号 教育委員会の後援承認について

○石亀委員長 協議第3号「教育委員会の後援承認について」説明をお願いいたします。

○五十嵐教育総務課長 協議第3号「教育委員会の後援承認について」。行事の共催及び後援に関する規程に基づく後援申請について別紙のとおり協議する。平成26年1月7日提出、白井市教育委員会教育長米山一幸。本件は、25年12月25日付けで、しろい・九条の会から後援承認申請が提出されました。内容につきましては「平和憲法と日本の将来」についての講演会を開催する。講師は五十嵐仁さんでございます。行事の趣旨に書いてありますけれども、憲法のいう平和主義の意義を現在の情勢に照らし合わせて将来に向けての課題を考える。2月8日土曜日、午後1時から文化会館の中ホールで開催されます。この事業に対しまして、後援承認申請が出されましたので、承認の可否について協議いただくものです。

講師のプロフィールがあります。「今の日本は、憲法をめぐる大きな曲がり角にあるように思います。このようなときだからこそ、平和憲法と日本の将来について真剣に考えることが求められているのではないのでしょうか。私の講演は、平和憲法によって今どうなっているのか、今までどうだったのか、これからどうすべきかについて問題を提起し、皆さんと共に考えたいと思います。戦後の日本は経済大国でありながら軍事小国であるという世界史上まことに珍しい例を生み出しました。この歴史成果を受け継ぎ、平和憲法は変えるのではなく生かすべきではないかというのが私の訴えたいことです」と書いてありますけれども、これを見ただけではわからないので、参考までにフリー百科事典のウィキペディアで五十嵐仁さんについて調べました。その中では、左派、革新、護憲の立場から政治評論、分析をして、日本社会党云々というふうに書いてあります。また、活動として、国内の政治について、外交・安全保障問題について、歴史認識についてというところで、いろいろと講演等行って、書物も出しています。

教育委員会の行事の共催及び後援に関する規程の承認の基準として、各号の全てに該当する行事について後援をすることがあるとなっています。第3条第1項第1号に、国又は地方公共団体の教育施策の推進上有益であると認めるものとあります。これにつきましては教育委員会が共催または後援す

ることができるという規定をしております。また、第2項に、前項の規定にかかわらず次の各号にいずれかに該当するものは認められないというところがあります。1号では営利を目的、2号では政治的目的、3号では宗教的目的を有するものとあります。以上、ご協議をお願いします。

○石亀委員長 ただいまの説明について、質問等がありましたらお願いします。

○小林委員 中立という立場というものが1つあると思うんですけども、白井市が平和宣言都市ということで、市の平和の方針とどういう関係にあるのか、参考までに。

また、これまでこのような案件があったか、把握しているものがあれば教えてください。

○五十嵐教育総務課長 市の宣言ということで平和をうたっております。しかしながら、今回のこの後援に対してということでは言わせていただきますと、この団体云々ではなくて、この人の後援の内容ということで協議させていただきました。国また東京都の、国の問題、尖閣諸島というところでも言及しているところだと思います。また、靖国問題とか憲法違反とかというところで、そういうところから、政治的な色が濃いのかなというところで思っているところがございます。市の宣言というのは、市民が平和に暮らす云々のことですから、そこはちょっと違うのかなというふうに考えているところがございます。

○小林委員 今質問した趣旨は、例えば市の教育方針だったら、例えばそれが認めるものであるのか、市の対応の例というか、そういうのがあったら聞かせてくださいということです。

○五十嵐教育総務課長 すみませんでした。しろい・九条の会から、平成22年12月1日付けで、後援申請がございました。そのときには安心・安全で豊かな生活ができれば世界の紛争は起きないでしょうという憲法9条と25条の関連の講演会がございました。教育委員会でご審議いただきまして、その際は不承認になっております。

○小林委員 確認で、市としても平和都市宣言ということで平和を求めることがあるけども、宣言というか、目標というのは、特に政治的なイデオロギーと関係ないということですね。それを確かめたかったんです。

○五十嵐教育総務課長 そのとおりでございます。

○小林委員 わかりました。

○米山教育長 行事の共催及び後援に関する規程の2条の3号で、後援、行事の趣旨に賛同して、その開催を援助することをいうと。教育委員会として行事に賛同して、行事の支援を認めてくださいよというのが後援申請ですけども、行事自体が後援の内容にまで入るのであれば、内容がわからないものを賛同できるかという賛同できない。また、ウィキペディアのデータを見ると、自衛隊は違憲である、また、中国で起きた反日デモの略奪や破壊行為について、今回の事態の引き金を引いたのは石原都知事にほかならず、事態をここまで悪化させて、全ての責任はその人物にあると前置きした上で、日系企業10億円以上の損害を出したと言われてはいますが、それは全て石原都知事に請求するべきでしょうと述べております。このデータについては、インターネットでこのように記載されているもの

で事実であるかどうか確認し難いんですけども、こういうことが消されずに今残っているということは、教育委員会として、第3条の各号に該当するか。この行事の趣旨に賛同して支援できるかという、支援しにくいのかなというような感覚を持っております。教育委員会と白井市に申請が出ておまして、白井市は後援を承認するのではないかと思います。ただ、教育委員会としては、大前提に考えるのが、まず、この事業自体が教育の推進上有益であると認められる内容なのか、内容についてわからないものを有益だと認められるか、未確定な部分が多いものを賛同して教育施策上有益であると教育委員会で明確に答えられるかという、なかなか答えにくいところがある。白井市は後援すると思しますので、教育委員会が後援をしないからといって団体に不利益になることはないと思います。総合的に考えると、推測・推定が多いものを賛同するのは難しいのかなというように思います。

○石亀委員長 教育長からの補足説明もありましたがいかがですか。これまでの話を踏まえまして、この件については承認、あるいは不承認ということで見えていくわけになりますが、ほかに皆さんからお考えがありましたらお願いします。

○石垣委員 今回、資料としてウィキペディアをご提示いただいておりますが、これは100%この中身を信用すると危険ではありますけれども、客観的な資料としては、こういう主張をされている先生をお招きになるのかなという判断はできるかと思います。それを踏まえまして、先ほども教育長がおっしゃったように、第3条にあります教育施策上有益が認められるかどうかという点において、若干疑問が残ります。

事業を後援した場合は、広報やホームページなど通常どういったことが形としてあるんでしょうか。

○五十嵐教育総務課長 チラシ、ポスター等に後援という事業者として白井市教育委員会というふうに掲載したいと思います。白井市も含めて載ります。ポスターはそうなりますけれども、広報は、市が後援するしないに限らず掲載できます。

○石垣委員 教育委員会が後援した場合には、何か別の媒体でサポートしているのですか。

○米山教育長 サポートしないです。

○石垣委員 サポートしないということですね。ということは、後援しなくてもこちらの団体には不利益は生じないということですね。

○五十嵐教育総務課長 広報といっても、後援しているか、後援していないかということはあまり関係ございませんので、市民の目に触れるポスター等にそういう名前が出てくるところが一番大きいんじゃないかと思います。また、後援だと施設使用料は減免になりませんから、金銭的な支援とか、そういうのは一切ございませんで冠が付くだけです。

○石垣委員 わかりました。そういうチラシに名前が反映されるということだけでしたら、この規程全てに該当すれば後援するとなっているので、今回は該当するかどうか若干疑問が残るという部分がありますので、見送ったほうがいいのかと思います。

○米山教育長 私も見送り、不承認の考えでいます。承認する理由が明確に言えない、推測、不明確

の中で教育委員会として承認するのは難しいのかなということで、不承認ということで考えております。

○石亀委員長 それでは、協議第3号についてお諮りしたいと思います。

協議第3号については、不承認とすることに異議はございませんでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 それでは、協議第3号につきましては不承認といたします。

非公開案件 ○議案第4号 準要保護児童・生徒の認定について

非公開案件 ○報告第1号 教育長の代決について

非公開案件 ○報告第2号 準要保護児童・生徒の認定について

○その他

○石亀委員長 その他の事項に入ります。

「桜台小学校・桜台中学校の給食費の改定について」説明をお願いいたします。

○田代教育部長 桜台小・中学校の給食費につきまして、消費税値上げに伴う給食費の変更についてです。共同調理場と同じように、消費税8%と、ご飯、パン、牛乳の値上がりにより現在の給食費に200円を上乗せして改定いたします。よって、桜台小学校では4,900円、桜台中学校では5,900円になります。こちらにつきましては、それぞれ学校長の最終的な責任になりますので、12月のPTAの運営委員会で各小中学校とも説明をして意見を聴取しており、了解をしているという報告を受けております。今後につきましては、1月末までに文書にて保護者に通知する予定でございます。なお、共同調理場につきましても、ほぼ同時期に全保護者に対して文書にて、給食費値上げについて通知する予定でおります。以上でございます。

○石亀委員長 差额的には、給食センターは4,500円、桜台小学校は4,900円。中学校は、給食センターだと5,300円、桜台中学校では5,900円ということになっています。仕入れだけ一緒というわけにはいかないんですねメニューが違いますから。小学校で400円、中学校で600円の差額となっているようです。

特にこの件について質問等がありませんか。ないようですので、桜台小学校・中学校の給食費の改定については終わります。

日程以外のその他で何かありますか。

○田代教育部長 2点ほど報告をさせていただきます。

まず1点ですけれども、職員の人事異動でございます。本来、教育委員会の内申によるところでござ

いますけれども、急なことでしたので、報告させていただきます。平成26年1月1日付けをもちまして、学校教育課職員の榛沢指導主事でございますけれども、印西市立本埜第一小学校の教頭に就任いたしました。後任につきましては、濱田指導主事が教育センター室と兼務という形になります。

もう1点、訃報でございます。市内の教諭がご逝去されましたのでご報告させていただきます。子ども達の動揺が懸念されますので、市のカウンセラーを数日派遣いたします。以上でございます。

○笠井生涯学習課長 2点ほどございます。1点目ですけれども、平成26年度の成人式でございます。1月13日に行われます。委員の皆さんは出席になっておりますので、壇上に上がっていただいて、主催者の紹介をさせていただきます。今年は式典のみになっております。もう1点は、冒頭で教育長から説明がございました、白井市と順天堂大学の連携協働に関する協定書の締結です。白井市と順天堂大学で12月26日に協定書の調印を行いました。協定内容につきましては、スポーツの振興、健康づくり、医療、福祉、教育、人材育成、生涯学習、学術研究、まちづくり等、幅広い分野でこれから連携協働というものを進めていきたいと思っております。窓口につきましては、生涯学習課です。目的としましては、両機関相互の連携と教育のほうにスポーツ健康づくり、医療、教育、学術研究等の分野で資源や機能を活用することにより、協働して地域の課題解決と発展に寄与することを目的としております。この協定は平成25年12月から3年間になります。

○石垣委員 この件を市民の方はどういう形で知ることになりますか。プレスリリースとなっておりますけれども、新聞を見た方は知っているんでしょうが、そのほかの方々がどのような形で知ることになりますか。

○笠井生涯学習課長 今のところ、26日の新聞リリース、テレビ、一部新聞に出ただけです。広く市民にPRするとなりますと、広報やホームページでの周知を考えていきたいと思っております。

○石垣委員 近隣に比べて若いとはいえ、白井市も確実に高齢化社会に向かっていると思うんですけど、ここに見るように、学生との交流があったり、学生ボランティアを受け入れたり、意見交換会を行ったりということで、確実に活性化につながるということもありますし、非常にいい取り組みになりそうです。

○笠井生涯学習課長 市でも若手のチームをつくって、課題や市民ニーズをキャッチして、それを順大に投げかけて連携する組織をつくりながらやっていきたいと思っております。

○石亀委員長 ほかに何かありますか。

特に無いようですので、以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。